

『自動車検査員教習試験 問題と解説 令和8年版 近畿運輸局編』

お詫びと訂正のお知らせ

弊社出版物「自動車検査員教習試験 問題と解説 令和8年版 近畿運輸局編」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。訂正箇所は下記のとおりになります。お詫びするとともに、訂正をお願い致します。

頁数等	内 容		掲載日																														
<p>第3章 計算問題</p> <p>174 ページ 2 令和7年度 第2回問題 (表B) 前照灯 光軸</p>	<p>誤</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">制動力</th> <th colspan="2">前照灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前軸</td> <td>右</td> <td>2400N</td> <td rowspan="2">軸重 (A) kg</td> <td rowspan="2">左右差 (B) N ① N/kg</td> <td rowspan="2">取付高さ</td> <td>右</td> <td>左</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>1870N</td> <td>69 cm</td> <td>70 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後軸</td> <td>右</td> <td>1550N</td> <td rowspan="2">軸重 520 kg</td> <td rowspan="2">左右差 (C) N ②</td> <td rowspan="2">光軸</td> <td>上</td> <td>下</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>1970N</td> <td>10 cm (ア)</td> <td>12 cm (イ)</td> </tr> </tbody> </table>	制動力				前照灯		前軸	右	2400N	軸重 (A) kg	左右差 (B) N ① N/kg	取付高さ	右	左	左	1870N	69 cm	70 cm	後軸	右	1550N	軸重 520 kg	左右差 (C) N ②	光軸	上	下	左	1970N	10 cm (ア)	12 cm (イ)	<p>令和8年 6月3日</p>
制動力				前照灯																													
前軸	右	2400N	軸重 (A) kg	左右差 (B) N ① N/kg	取付高さ	右	左																										
	左	1870N				69 cm	70 cm																										
後軸	右	1550N	軸重 520 kg	左右差 (C) N ②	光軸	上	下																										
	左	1970N				10 cm (ア)	12 cm (イ)																										
<p>第4章 年度別試験問題</p> <p>210 ページ 4-1 令和7年度第1回 [10] ○×問題につき、下表削除</p>	<p>誤</p>	<p>7.1 10. 指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号イ、ロ及びハに掲げる点検の結果、必要となった電子制御装置整備について、他の自動車特定整備事業者へ整備作業の一部を委託した。整備作業後に、委託した自動車特定整備事業者から作業内容を記載した特定整備記録簿の写しが交付され、作業指示を行った整備について適切性等が確認できたため、その整備作業については指定整備記録簿に記載しなかった。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>イ：主任技術者</td> <td>ロ：業務</td> <td>ハ：修理</td> <td>ニ：30日</td> <td>ホ：車両番号標</td> <td>ヘ：中型</td> </tr> <tr> <td>ト：整備主任者</td> <td>チ：公務</td> <td>リ：電話番号</td> <td>ヌ：小型</td> <td>ル：自動車登録番号標</td> <td>ワ：委託番号</td> </tr> <tr> <td>カ：15日</td> <td>ミ：臨時運行許可番号標</td> <td>タ：事業場管理責任者</td> <td>セ：事業場管理責任者</td> <td>レ：認証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ツ：交付順</td> <td>ネ：14日</td> <td>ナ：指定番号</td> <td>ラ：受付順</td> <td>ム：大型</td> <td>ウ：自動車検査員</td> </tr> <tr> <td>ノ：事業場</td> <td>オ：2年</td> <td>ヤ：分解</td> <td>コ：職務</td> <td>エ：事業者</td> <td>ア：1年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 210 -</p>	イ：主任技術者	ロ：業務	ハ：修理	ニ：30日	ホ：車両番号標	ヘ：中型	ト：整備主任者	チ：公務	リ：電話番号	ヌ：小型	ル：自動車登録番号標	ワ：委託番号	カ：15日	ミ：臨時運行許可番号標	タ：事業場管理責任者	セ：事業場管理責任者	レ：認証番号		ツ：交付順	ネ：14日	ナ：指定番号	ラ：受付順	ム：大型	ウ：自動車検査員	ノ：事業場	オ：2年	ヤ：分解	コ：職務	エ：事業者	ア：1年	
イ：主任技術者	ロ：業務	ハ：修理	ニ：30日	ホ：車両番号標	ヘ：中型																												
ト：整備主任者	チ：公務	リ：電話番号	ヌ：小型	ル：自動車登録番号標	ワ：委託番号																												
カ：15日	ミ：臨時運行許可番号標	タ：事業場管理責任者	セ：事業場管理責任者	レ：認証番号																													
ツ：交付順	ネ：14日	ナ：指定番号	ラ：受付順	ム：大型	ウ：自動車検査員																												
ノ：事業場	オ：2年	ヤ：分解	コ：職務	エ：事業者	ア：1年																												
	<p>正</p>	<p>7.1 10. 指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号イ、ロ及びハに掲げる点検の結果、必要となった電子制御装置整備について、他の自動車特定整備事業者へ整備作業の一部を委託した。整備作業後に、委託した自動車特定整備事業者から作業内容を記載した特定整備記録簿の写しが交付され、作業指示を行った整備について適切性等が確認できたため、その整備作業については指定整備記録簿に記載しなかった。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>イ：主任技術者</td> <td>ロ：業務</td> <td>ハ：修理</td> <td>ニ：30日</td> <td>ホ：車両番号標</td> <td>ヘ：中型</td> </tr> <tr> <td>ト：整備主任者</td> <td>チ：公務</td> <td>リ：電話番号</td> <td>ヌ：小型</td> <td>ル：自動車登録番号標</td> <td>ワ：委託番号</td> </tr> <tr> <td>カ：15日</td> <td>ミ：臨時運行許可番号標</td> <td>タ：事業場管理責任者</td> <td>セ：事業場管理責任者</td> <td>レ：認証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ツ：交付順</td> <td>ネ：14日</td> <td>ナ：指定番号</td> <td>ラ：受付順</td> <td>ム：大型</td> <td>ウ：自動車検査員</td> </tr> <tr> <td>ノ：事業場</td> <td>オ：2年</td> <td>ヤ：分解</td> <td>コ：職務</td> <td>エ：事業者</td> <td>ア：1年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 210 -</p>	イ：主任技術者	ロ：業務	ハ：修理	ニ：30日	ホ：車両番号標	ヘ：中型	ト：整備主任者	チ：公務	リ：電話番号	ヌ：小型	ル：自動車登録番号標	ワ：委託番号	カ：15日	ミ：臨時運行許可番号標	タ：事業場管理責任者	セ：事業場管理責任者	レ：認証番号		ツ：交付順	ネ：14日	ナ：指定番号	ラ：受付順	ム：大型	ウ：自動車検査員	ノ：事業場	オ：2年	ヤ：分解	コ：職務	エ：事業者	ア：1年	
イ：主任技術者	ロ：業務	ハ：修理	ニ：30日	ホ：車両番号標	ヘ：中型																												
ト：整備主任者	チ：公務	リ：電話番号	ヌ：小型	ル：自動車登録番号標	ワ：委託番号																												
カ：15日	ミ：臨時運行許可番号標	タ：事業場管理責任者	セ：事業場管理責任者	レ：認証番号																													
ツ：交付順	ネ：14日	ナ：指定番号	ラ：受付順	ム：大型	ウ：自動車検査員																												
ノ：事業場	オ：2年	ヤ：分解	コ：職務	エ：事業者	ア：1年																												